

調整控除（令和3年度以降）

人的控除の種類		納税義務者の合計所得金額	所得税	市県民税	人的控除額の差
基礎控除		2,400万円以下	48万円	43万円	5万円
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円	5万円(※1)
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円	5万円(※1)
配偶者控除	一般	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	老人 (70歳以上)	900万円以下	48万円	38万円	10万円
		900万円超 950万円以下	32万円	26万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	16万円	13万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 40万円未満	900万円以下	38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上 45万円未満	900万円以下	38万円	33万円	3万円(※2)
		900万円超 950万円以下	26万円	22万円	2万円(※3)
		950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	1万円(※4)
扶養控除	一般	—	38万円	33万円	5万円
	特定	—	63万円	45万円	18万円
	老人	—	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	—	58万円	45万円	13万円
障害者控除	一般	—	27万円	26万円	1万円
	特別	—	40万円	30万円	10万円
	同居特別障害	—	75万円	53万円	22万円
寡婦控除		—	27万円	26万円	1万円
ひとり親控除	母	—	35万円	30万円	5万円
	父	—	35万円	30万円	1万円(※5)
勤労学生控除		—	27万円	26万円	1万円

- ※1. 税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除額の差額(所得税38万円、市県民税33万円)
- ※2. 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(所得税36万円、市県民税33万円)
- ※3. 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×2/3の差額(所得税24万円、市県民税22万円)
- ※4. 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×1/3の差額(所得税12万円、市県民税11万円)
- ※5. ひとり親控除(父)の場合、旧寡夫控除相当の人的控除額1万円をそのまま引き継ぎます。所得税と市県民税の控除額はひとり親控除(母)と同額です。

なお、納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。